

健康づくり審議会規則第9条に基づく小委員会である「地域・職域連携推進協議会」の平成26年度開催状況については、以下のとおりです。

1 開催日時等

開催日時・場所・出席者数	議 題
7月28日(月) 14:00~16:00 兵庫県民会館 7階 鶴の間 出席者数：16名	(1) 働き盛り世代の健康づくりの推進に関する今後の取り組みについて ～健康関連団体(行政機関・各団体)の連携による健康づくりの推進に向けて～

[委員数： 委員数 19人 (健康づくり審議会委員3人、専門委員16人)]

【参考】地域・職域連携推進協議会の設置目的

国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病(がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等)を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援するとともに、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図ることが必要である。このため、地域保健と職域保健の連携をすることで、健康づくりのための健康情報の共有と保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制について協議を行うものである。

2 主な意見

(1) 働き盛り世代の健康づくりの推進に関する今後の取り組みについて

① メンタルヘルス対策について

- ・メンタルヘルス対策は1次予防、2次予防ともに重要であり、企業での取組みが進むよう、ストレスチェックの導入、中小企業のメンタルヘルス対策を推進する。
- ・派遣従業員等に対しても対策がとれるようにすること。

② たばこ対策について

- ・路上喫煙等を禁じるなど、喫煙場所を減らし、さらに受動喫煙の推進を図ること。

③ 食生活の改善について

- ・20代30代の若い世代の高脂血症について、「運動もしているし血液データも大丈夫」と鵜呑みにしている傾向があり、若い世代からの食生活改善に努めていく。

④ 効果的な事業の進め方に向けて

- ・働き盛りの世代の健康づくりは健診が重要であり、被扶養者等受診率の低い対象に、重点的に啓発活動、PR活動を行っていく必要がある。
- ・再検査、事後指導、特定保健指導を受ける必要がある人は必ず受けるように指導を徹底し、事業所には健康配慮義務があることを伝えていかなければならない。
- ・健康福祉事務所では、労働基準協会、労働基準監督署と共同してメンタルヘルスやたばこ対策のPRをしているが、中小企業の担当者の参加が少ない。さらなるとりくみが必要。